# 稲沢市中小企業調査への御協力のお願い

平素は、稲沢市の商工行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市は昨年11月1日に「稲沢市中小企業振興基本条例」を制定しました。この条例は、中小企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業者の役割等を明らかにするとともに、市の施策の基本方針等を定め、総合的に推進することを定めております。

この条例の施行を受け、市内の中小企業の皆様の状況、今後の中小企業振興施策についての御要望等を調査させていただきたく、別紙のとおり調査票をお送りしました。

本調査は、総務省統計局の提供する事業所データベースから抽出した市内の事業所4,722のうち、無作為に抽出した中小企業計1,000者を調査対象として協力をお願いするものです。

今回、初めての調査となりますが、今後も、数年に1度は調査を実施し、<u>中小企業の皆様からの</u> 御意見を、これからの市の中小企業支援策に反映してまいりたいと考えております。

本調査に関する回答については、回答者が特定されないよう十分に取扱いさせていただき、調査の集計結果は市ホームページ等で公表させていただきます。また、回答いただいた皆様には、6月を目途に報告書を送付させていただきます。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、同封した調査票に記載された内容に関し、<u>調査票に記載し返信用封筒でお送りいただく</u>か、<u>インターネット上の専用回答フォームから</u>ご回答をお願いします。

### 回答方法

① 回答フォームに入力

以下のQRコードをスマートフォン読み込んで、 アンケートフォームから回答をお願いします。

QRコード

<QRコードが読み込めない方> 以下のアドレスを御利用ください。 docs. google. com/○○○○○○ スマートフォン等をお持ちの方は 5分~10分で回答できますので 回答フォームを御利用ください。



<sup>®</sup> 稲沢市いなッピー

② 調査票に記入し返信封筒にて郵送 同封の返信封筒に調査票を入れてポストへ投函してください。(切手不要)

### 回答期限

<u>令和6年4月15日(月)</u> (②郵送の場合、到着するよう投函ください。)

※ 回答は4月15日を期限としておりますが、<u>できる限り3月22日(金)までの回答</u>に御協力をお願いいたします。 **〈記名式の場合1次期限設定。記名任意なら最終期限のみ記載か〉** 

## 問合先

稲沢市役所 経済環境部 商工観光課 中小企業グループ TEL: (0587) 32-1332 (ダイヤルイン)

稲沢市中小企業振興 基本条例については 市ホームページで!



# 稲沢市中小企業調査に係る選択項目コード表

別紙調査票の「 問1. 貴社(貴殿) について」の回答に当たっては、以下の各コード表から 色つきの番号を選択して記入してください。回答方法で「① 回答フォームへの入力」を選択 いただいた場合、本表を使用せずにアンケートフォームから選択いただけます。

### <主たる業種>

日本標準産業分類で規定される業種に基づき、以下のうち最適な業種を選択してください。 不明な場合は「4」を選択してください。

(アルファベットは、日本標準産業分類の大分類コードです。)

1	製造業(E)
2	建設業 (D)
3	卸売業・小売業(Ⅰ)
4	上記の3業種以外の業種(サービス業、運送業、医療・福祉、農業ほか)

### <従業者数>

代表者を含めた常時従業者数で選択してください。市内外に<u>複数の事業所がある事業者は、合計の常時雇用従業者数</u>で、アルバイト等の短時間雇用の方がある場合、1日8時間の雇用を1人として、繁忙期のみの雇用の場合は1年にならした人数で計算してください。

例1:代表者+常時雇用社員1人+4時間勤務のパート4人

 $\rightarrow 1$  人+1 人+ (4 人×4/8 時間) = 4 人 区分は「1」

例2:役員3人+常時雇用社員5人+令和5年7月~12月のみ期間工3人

 $\rightarrow 3$  人 + 5 人 + (3 人 × 6/12 カ月) = 10 人 端数切上げ、区分は「3」

1	1~4人	5	50~99人
2	5~9人	6	100~199人
3	10~19人	7	200~299人
4	20~49人	8	300人以上

#### <年間売上規模>

直近決算の売上高(個人の場合、令和5年分または4年分の売上金額)で選択してください。 市内外に<u>複数の事業所がある事業者は合計の売上高</u>で、業態変更等により直近の年間売上に 大幅な変動がある場合は、令和5年10~12月の売上を4倍する等して計算してください。

1	1,00万円未満	4	5,000万円~1億円未満
2	1,000~3,000万円未満	5	1億円~3億円未満
3	3,000~5,000万円未満	6	3億円以上

※ 上記3項目の選択に関して、調査票について不明な場合は、表面の問合先にお尋ねください。